

家庭的保育事業(国庫補助事業)について

第1回 家庭的保育の
在り方に関する検討会
平成21年 1月30日

資料
4

【事業内容】

保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者が、保育所と連携しながら、自身の居宅等において少数の主に3歳未満児を保育する。

※ 平成12年度予算化

【実施形態】

個人実施型：家庭的保育者が市町村と委託契約を結んだ保育所と連携を図りながら保育を行う。

保育所実施型：保育所が雇用する家庭的保育者が、当該保育所と連携を図りながら保育を行う。

【家庭的保育者の要件】

- ・保育士又は看護師の資格を有する者であること。
- ・現に養育する就学前児童又は介護の必要な者がいないこと。

【対象児童】：3歳未満児(保育所が実施する場合には就学前児童)

【対象児童数】：3人以下(別途「補助者」を雇用する場合には5人以下)

【実施場所】：家庭的保育者自身の居宅又は賃貸アパート等市町村が適当と認めた場所

「設備要件」

- ・保育を行う部屋：9.9㎡+(3人を超えた利用児童数×3.3㎡)
- ・児童の遊戯等に適する広さの庭を有するか、又は公園・空き地・神社境内等の開かれた空間があること。
- ・衛生的な調理設備を有すること。

(参考)
事業の実施状況の推移

【国庫補助事業分】

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
児童数	102	99	313	276	319	331
家庭的保育者数	46	53	103	93	105	99
実施市町村数	11	9	10	11	13	12

※ 平成19年度は、交付決定ベース。

【地方単独事業分】

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
児童数	1,413	1,501	1,381	1,509	1,405	1,308
家庭的保育者数	934	956	910	935	926	894
実施市町村数	77	78	80	71	63	62